# 盛 おおやまざき

# 臨時号 vol.631

編集・発行:大山崎町役場政策総務課 TEL:075-956-2101(代表) FAX:075-957-4161 メール:kikaku@town.oyamazaki.lg.jp



# 新型コロナウイルス感染症関連支援情報 特集号

令和2年5月15日(金)に開かれた令和2年町議会第4回臨時会で、大山崎町の新型コロナウイルス感染症対策関連の補正予算が可決されました。

この特集号では、町の補正予算成立を受けて実施する、住民の皆様や事業者の皆様を支援するための新型コロナウイルス感染症対策関連の各種の取組みを中心に、国・府の支援施策、相談窓口等を含めお知らせします。

この特集号は、5月25日(月)時点の情報で作成しています。

最新の情報につきましては、大山崎町ホームページ(上記QRコード)、または各問い合わせ 先までご確認くださいますよう、お願い申し上げます。

# 目 次

#### 1 大山崎町独自の対策など(主なもの)

	対象など	事業内容	頁
(1)	住民/事業者	水道料金・下水道使用料 基本料金の免除(1期分(2か月分))	1
(2)	住民	特別定額給付金	1
(3)	住民	子育て世帯への臨時特別給付金	1
(4)	住民	弁護士による法律相談の拡充	2
(5)	事業者	町内事業者向けの専門相談窓口の設置	2
(6)	事業者	休業要請対象事業者への支援給付金	3
(7)	事業者	中小企業等への支援補助金	3
(8)	事業者	飲食店応援商品券事業	3
(9)	教育	公立小中学校での遠隔学習環境の整備	4
(10)	教育	就学援助世帯への給食費補助	4
(11)	医療福祉施設	医療福祉施設への感染症対策事業への補助	4
(12)	その他	避難所の感染症対策用備品の整備	4
(13)	その他	傷病手当金の支給(町国民健康保険)	4

#### 2 その他の国・府・町等の施策・相談窓口など

	対象など	事業内容	頁
(1)	住民	支払い猶予・減免に関するもの	5
(2)	住民	対応期間の延長に関するもの	6
(3)	住民	助成・給付に関するもの	6
(4)	住民	貸付に関するもの	6
(5)	住民	相談窓口	7
(6)	住民	その他	8
(7)	事業者	企業及び個人事業主等を対象とする支援制度等	10

#### 3 その他

- ○大山崎町の防災・防犯情報メールにご登録ください
- ○感染症の症状等に関する相談窓口
- OConsultation service for people from different countries (外国人の方の相談窓口)
- ○災害時の避難所における新型コロナウイルス感染症対策について

# 1 大山崎町独自の対策など(主なもの)

## (1) 水道料金・下水道使用料 基本料金の免除(1期分(2か月分))

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、住民生活ならびに経済活動を支援するため、水道料金及び下水道使用料 1 期分 (2 か月分)の基本料金を全額免除します。

#### 【手続き】

手続きは不要です。

#### 【対象者】

一般家庭及び事業者(官公署を除く)

### 【対象期間】

令和2年度1期分(3月、4月の使用分) ※5月検針分の水道料金・下水道使用料が対象です。

#### 【免除額】 (一例)

家事用(口径20mm)の場合、免除額5,060円

#### 【その他】

使用水量に応じてご負担いただく従量料金は、対象外です。

#### 【問い合わせ先】

町上下水道課 業務・府営水道係 27075-956-2101 (内線271)

### (2) 特別定額給付金(対象者1人につき10万円を支給)

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として、迅速かつ的確に家計への支援を行うため、基準日(令和2年4月27日)において、町の住民基本台帳に記録されている方1人につき、10万円を世帯主の方へ給付します。

#### 【手続き】

給付を受けるには、申請手続きが必要です。

申請の方法は、「郵送申請」又は「オンライン申請(世帯主がマイナンバーカードをお持ちの場合)」のいずれかです。

<u>5月14日(木)頃に世帯主あてに郵送で申請書をお送りしています</u>。申請がお済みでない方は申請期限までに申請してください。

#### 【申請期限】

8月17日 (月)

#### 【問い合わせ先】

町政策総務課 企画観光係 ☎075-953-6021 (特別定額給付金担当直通ダイヤル)

### (3) 子育て世帯への臨時特別給付金(対象児童1人につき1万円を支給)

町から児童手当を受給されている方に、対象児童1人につき、1万円を支給します。なお、特例給付となっている方(所得制限限度額以上で、児童1人あたり月額5千円が支給されている方)は対象外です。

#### 【手続き】

手続きは不要です(公務員を除く)。

#### 【支給時期】

6月10日(水) ※6月の児童手当とあわせて口座振込により支給します。

#### 【その他】

町内に在住の公務員の児童手当受給者へは、職場から案内があります。受給を希望される方は、11月30日(月)までに、町役場福祉課児童福祉係あて、次の書類の提出をお願いします。 ①申請書(職場で証明してもらったもの)

1

②振込先金融機関のわかる通帳やキャッシュカードの写し

### 【問い合わせ先】

町福祉課 児童福祉係 ☎075-956-2101 (内線185)

### (4) 弁護士による法律相談(回数拡充)

令和2年6月以降、当分の間、法律相談の回数を拡充します。

京都弁護士会から派遣された弁護士が、住民の皆様や事業者の皆様からの法律上の問題の相談に応じます(予約制)。

#### 【相談内容】

新型コロナウイルス感染症に起因する労働問題や事業継続に関する問題、あるいは詐欺被害など、様々な法的問題について、弁護士が無料で相談に応じます。

(予約状況により、家、土地、金銭貸借、相続、消費者被害など一般的な各種相談にも応じますが、感染症に起因する相談を優先します。)

#### 【相談時間】

1人あたり30分

#### 【場所】

大山崎町役場内会議室(役場3階で受付後、ご案内します。)

#### 【相談日程】

- ① 6月10日(水)午後1時15分~午後4時15分
- ② 6 月19日(金)午後 3 時30分~午後 6 時30分
- ③6月24日(水)午前9時00分~正午
- ④7月3日(金)午後1時15分~午後4時15分
- ※以降の日程は、広報おおやまざき・町ホームページでお知らせします。

#### 【予約方法】

6月1日(月)午前8時30分から、電話により受付けます(原則先着順)

※感染症に起因する相談を優先して受付けしますので、一般のご相談については、予約状況により、日時等を調整させていただく場合があります。

#### 【予約・問い合わせ先】

町政策総務課 企画観光係 ☎075-956-2101 (内線312)

### (5) 町内事業者向け相談窓口の設置(ふるさとセンター内に町商工会と共同設置)

国の支援制度である雇用調整助成金や持続化給付金、また、各種融資制度等について、制度の内容がわからない、申請にあたって必要な書類がわからない、申請の書き方がわからないといった事業者の皆様からのご相談に対し、専門家(社会保険労務士、中小企業診断士)が対応する相談窓口を、大山崎町商工会と共同で設置します。

#### 【相談時間】

1人あたり30分

#### 【場所】

大山崎ふるさとセンター1階小会議室2

#### 【相談日程】 (時間は全て午後1時~午後5時まで)

- ①雇用調整助成金に関する相談
  - 6月12日(金)、6月23日(火)、7月10日(金)、7月21日(火)
- ②持続化給付金・各種融資制度等に関する相談
- 6月19日(金)、6月30日(火)、7月17日(金)、7月28日(火)
- ※①、②とも以降の日程は町ホームページでお知らせします。

#### 【予約方法】

予約制ですので、大山崎町商工会へ、電話もしくは町ホームページに掲載している申込書でお申し込みください。 (大山崎町商工会 TEL:956-4600 FAX:956-4601)

2

#### 【問い合わせ先】

町経済環境課 農林商工係 ☎075-956-2101 (内線244)

#### (6) 休業要請対象事業者への支援給付金(府支援金への上乗せ)

京都府の緊急事態措置に伴う休業要請を受けて、町内の施設で休業や営業時間の短縮を実施し、京都府休業要請対象事業者支援給付金の支給を受けた事業者を対象に、町から支援金を上乗せ支給します。

#### 【手続き】

本町への手続きは不要です。

京都府の支援給付金の支給を受けた事業者へ、本町から上乗せで支給します。

#### 【支給額】

中小企業又は団体・・・20万円

個人事業主・・・10万円

#### 【京都府休業要請対象事業者支援給付金の申請期限】

京都府の支援給付金の申請期限は6月15日(月)までです(Web申請と郵送申請)。 詳しくは、京都府休業要請対象事業者支援給付金コールセンター(075-706-1300)までお問い合わせください。

#### 【問い合わせ先】

町経済環境課 農林商工係 ☎075-956-2101 (内線244)

# (7) 新型コロナウイルス対策中小企業等支援補助金(国・府補助事業の自己負担分を補助)

新型コロナウイルス感染症への対応として行う設備導入や事業継続、売り上げ向上の取り組み等に対し、京都府が支援する「①中小企業等新型コロナウイルス対策緊急支援補助金(令和2年4月に実施)」や「②新型コロナウイルス対策企業等緊急応援補助金」、また、販路開拓等への取り組みに対し、国が支援する「③小規模事業者持続化補助金(一般型・コロナ特別対応型)」を活用された町内事業者に対し、これらの補助金を活用した事業の自己負担分の一部を町から補助します。

#### 【手続き等)

申請方法等の詳細については、準備が整いしだい、町ホームページでお知らせします。

#### 【補助額】

上記①②③の補助金を活用した事業の自己負担分の2分の1(上限あり)

※①②③を併用した場合、それぞれの自己負担に対し町から補助を行います。

#### 【問い合わせ先】

町経済環境課 農林商工係 ☎075-956-2101 (内線244)

#### (8)飲食店応援商品券事業(飲食店で使用できるプレミアム付きの食事券を発行)

新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営を強いられている町内飲食店を地域で応援するために、飲食店で使用できるプレミアム付きの食事券を発行する事業を実施します。

#### 【実施方法】

食事券は、各飲食店で販売し、購入した飲食店でのみ使用できます。食事券の売り上げが即座に飲食店の収入となる仕組みとして実施します。プレミアム分は町が負担します。

#### 【飲食店の募集】※飲食店を経営されている方へ

本事業に参加される飲食店を、現在募集中です(一覧表チラシに掲載できる一次締切は6月8日(月)まで。最終締切は6月30日(火)まで)。町のホームページをご覧いただくか、役場経済環境課へお問合せください。積極的なご参加をお願いいたします。

#### 【食事券の販売期間等】

食事券販売期間:令和2年6月17日(水)~令和2年9月30日(水)

食事券使用期間:令和2年6月17日(水)~令和2年9月30日(水)

※食事券販売店は、申請の登録の手続きが完了次第、町ホームページ等に掲載します。 (参加する飲食店には、取扱店としてのポスターが掲示されます。)

#### 【その他】

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、農作物等の新たな販売先の確保を促すため、町内 農家から食材として農作物等を仕入れた飲食店に対し、一定の補助を行います。(詳細は、準 備が整い次第、町ホームページでお知らせします。)

### 【問い合わせ先】

町経済環境課 農林商工係 ☎075-956-2101 (内線244)

#### 3

## (9) 公立小中学校での遠隔学習環境の整備(児童・生徒1人1台端末の整備等)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による休業措置の長期化により、教育課程の実施に支障が生じる事態に備え、遠隔学習環境を整備する必要性が高まる中で、国の「GIGAスクール構想」に基づく遠隔学習環境の整備を、当初の予定より前倒しして実施します。

#### 【内容】

公立小中学校の全学年の児童・生徒を対象に、1人1台の情報機器端末の整備を行います。また、遠隔授業の実施に備え、各学校の通信装置等の整備を行うほか、自宅にWi-Fi環境の無い世帯へ貸与するため、モバイルルーターの整備等を行います。

#### 【手続き】

モバイルルーターの貸与に係る手続きは、準備が整い次第、学校を通じてお知らせします。

#### 【問い合わせ先】

町学校教育課 学校教育係 ☎075-956-2101 (内線213)

# (10) 就学援助世帯への給食費補助(小中学校臨時休業期間中の給食費補助)

経済的負担の軽減のため、準要保護世帯に係る臨時休業期間中の給食費補助相当分を、家庭で 過ごす間の昼食代として補助します。

#### 【手続き】

手続きは不要です。対象者へは5月29日に支給予定です。

#### 【問い合わせ先】

町学校教育課 学校教育係 ☎075-956-2101 (内線213)

### (11) 医療福祉施設への感染症対策事業補助金

町内に所在する医療福祉施設を対象に、アルコールやマスク等の購入費用の一部を補助します。 (1 施設あたり上限30万円)

#### 【手続き等】

申請方法等の詳細については準備が整い次第、対象施設に町からお知らせします。

#### 【補助率】

4分の3 (上限30万円)

#### 【問い合わせ先】

町政策総務課 危機管理係 ☎075-956-2101 (内線313.332)

### (12) 避難所の感染症対策用備品の整備

災害時の避難所開設時における感染症対策のため、アルコール、マスク、手袋等に加え、検温器、簡易間仕切り、備蓄倉庫等を整備します。

#### 【問い合わせ先】

町政策総務課 危機管理係(内線313.332)

### (13) 傷病手当金の支給(町国民健康保険)

町国民健康保険の被保険者のうち、勤務先から給与の支払いを受けている被用者で、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は、発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、療養し、その療養のため仕事に就けなかった期間に対して、傷病手当金を支給します。

#### 【手続き】

支給を受けるには申請が必要です。

#### 【支給額】

(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数)×3分の2×支給対象となる日数 (※1日当たりの支給額には上限があり)

※なお、仕事に就けなかった期間でも、給与等の全部又は一部が支給される場合は、傷病手当金を支給しません。ただし、その受けることができる給与等の額が、上記で算定される支給額より少ないときは、その差額を支給します。

#### 【適用期間】

令和2年1月1日~9月30日の間の療養のため仕事に就けない期間(ただし、入院が継続する場合等は、最長1年6月まで)

#### 【その他】

他の健康保険(協会けんぽ、後期高齢者医療制度等)でも同様の制度が設けられています。詳しくは加入されている医療保険の保険者までお問い合わせください。

#### 【問い合わせ先】

町健康課 保険医療係(内線111)

# 2 その他の施策、国・府の施策・相談窓口など

# (1) 支払い猶予・減免に関するもの

制度・手続名	概要	対象者	担当課・ 問合せ先
水道料金・下水道使用料のご相談	新型コロナウイルス感染症の影響 により、水道料金等のお支払いが 困難な方の相談に応じます。	今回の新型コロナウイルスの 感染拡大に伴い、収入が減少 している場合など、一時的に 水道料金等のお支払いが困難 な方 ※個人・法人の全てのお客様 が対象	町上下水道課 (業務・府営水 道係) <b>2</b> 075-956-2101 (内線271)
国民年金保険料 の免除等	失業や事業の廃止等により、保険 料の納付が免除となったり、保険 料の納付が猶予となる場合があり ます。	失業、事業の廃止 (廃業) 届 出を行っている方、収入が著 しく減少した方など	町健康課(保険 医療係) <b>25</b> 075-956-2101 (内線113)
国民健康保険、 介護保険、後期 高齢者医療の保 険料(税)の減 免や徴収猶予等	保険料(税)の全部又は一部を一時に納付することができない方について、保険料(税)の減免や分割納付、徴収猶予が認められる場合があります。	事業の不振、休業もしくは廃 止または失業等の理由で、収 入が著しく減少したこと等に より、保険料(税)の全部又 は一部を一時に納付すること ができないと認める場合	町健康課(保険 医療係・高齢介 護係) <b>23</b> 075-956-2101 (内線111・ 137)
母子父子寡婦福 祉資金貸付の償 還金の支払猶予	母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付を受けた方が、新型コロナウイルス感染症の影響により、支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合には、その支払の猶予が認められる場合があります。	ひとり親家庭及び寡婦	京都府乙訓保健 所(福祉課) <b>☎</b> 075-933-1154
個人住民税の減 免	失業や休廃業により、令和2年において、前年に比べ所得が著しく減少した方について、減免が認められる場合があります。 ※前年の収入等が一定額以上の方は減免の対象とならない場合があります。	次の①~④をすべて満たす方 ①世帯の主たる所得者 ②同世帯に本人と同程度の所 得者がいない ③今後の担税力がない ④自己都合による退職でない	町税住民課(税 務係) <b>☎</b> 075-956-2101 (内線143)
町税の徴収猶予	町税を一時に納付することが困難 な場合、分割納付や1年間の納税 猶予が認められる場合がありま す。		町税住民課(税 務係) ☎075-956-2101 (内線146)
町税の換価猶予	町税を一時に納付することが困難な場合、申請による換価の猶予が認められる場合があります。 「換価」とは、差押えた財産を金銭に換えて滞納となっている税金に充当する手続きのことです。	新型コロナウイルス感染症の 影響により納税が困難な方	京都地方税機構 乙訓事務所 <b>23</b> 075-933-7061
府税の納税猶予	府税を一時に納付することが困難 な場合、納税の猶予が認めらる場 合があります。		京都府税務課管 理担当 <b>2</b> 075-414-4441
国税の納税猶予	国税を一時に納付することが困難 な場合、納税の猶予が認めらる場 合があります。		右京税務署 ☎075-311-6366
証明書交付手数 料の免除	新型コロナウイルス感染症に係る 貸付や融資等の手続きにあたり必 要となる各種証明書の交付手数料 を無料とします。 ※コンビニ交付は、免除の対象外 です。	新型コロナウイルス感染症に 係る貸付や融資等の手続きを される方	町税住民課(住 民係) <b>☎</b> 075-956-2101 (内線121)

# 2 その他の施策、国・府の施策・相談窓口など

# (2) 対応期間の延長に関するもの

制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
個人町民税の 申告期限延長	感染症の影響により外出を控えるなど 申告することが困難な方については、 期限を区切らずに、柔軟に受付けを行 なっています。	個人町民税の申告者	町税住民課(税務 係) ☎075-956-2101(内 線143)
転入・転居な どの届出期限 緩和	転入・転居・世帯変更などの届出は、 事由が生じた日から14日以内の手続き が必要ですが、感染症の影響による場 合には、14日を経過した場合でも当分 の間通常どおり手続きができます。	転入、転居、世帯変更 などの届出者	町税住民課(住民 係) <b>☎</b> 075-956-2101(内 線121)

# (3) 助成・給付に関するもの

制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
住宅確保給付金	対象に、就職に回げた活動等をすることを条件に 一定期間 宏文に宏凭相	離職等により、収入が 減少された方(収入要 件・資産要件等有)	京都府乙訓保健所 (福祉課) <b>☎</b> 075-933-1154

# (4) 貸付に関するもの

制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
母子父子寡婦 福祉資金貸付 金の生活資金 の貸付	新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、子どもが在籍する保育所や学校等の臨時休業、事業所等の休業などにより、一時的に就労収入が減少し、日常生活に支障をきたすひとり親家庭等は母子父子寡婦福祉資金貸付金の生活資金の貸付が活用できる場合があります。	ひとり親家庭及び寡婦	京都府乙訓保健所 (福祉課) <b>23</b> 075-933-1154
生活福祉資金 緊急小口資金 等の特例貸付	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸し付けが必要な世帯を対象に、生活福祉資金緊急小口資金等の特例貸付を行います。 【貸付額上限】 10万円。ただし、特に必要とされるされる場合は20万円まで引き上げ ※混雑防止のため、事前に要予約	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一めのな生計維持のための貸し付けが必要な世帯	大山崎町社会福祉協 議会(総務課地域福祉係) <b>3</b> 075-957-4100 厚生労働省 個人・ 中 野 会支援資金相談 合支援資金 ルセンター <b>3</b> 0120-46-1999 (受付時間:午前9 時~午後21時(土 日・祝日含む))

# 2 その他の施策、国・府の施策・相談窓口など

# (5) 相談窓口

制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
無料法律相談 (町)	京都弁護士会から派遣された弁護士が法律上の問題の相談に応じます。 年4回(6月・11月・2月・3月) ※令和2年6月から当分の間回数を拡充します。(本冊子P. 2参照)	住民	町政策総務課(企画観 光係) <b>25</b> 075-956-2101(内線 312)
ルスに関する法 律相談	労働問題や事業継続に関する問題、あるいはコロナウイルスに関する詐欺被害など、様々な法的問題について、弁護士が無料で電話相談に応じます。 【受付日時】 月曜日〜金曜日(祝日を除く) 午前9時30分〜午後4時(正午〜午後1時までを除く) 【受付電話番号】 075-231-2378(事前予約制の電話相談)上記番号にお電話いただき、相談内容を確認の上、当会の専用電話から電話をさせていただき、電話による法律相談を実施いたします。 【相談時間】	府民等	京都弁護士会 <b>13</b> 075-231-2378
司法書士相談	京都司法書士会総合相談センターでは、電話による相談(常設無料相談/ご予約制)を実施しています。 【受付日時】 平日9時~17時 【相談日時】 月曜日~金曜日 15時~17時 土曜日 10時~12時	府民等	京都司法書士会総合相 談センター <b>☎</b> 075-255-2566
消費生活相談 (悪質商法など)	消費生活に関する相談(新型コロナウイルス 感染症に便乗した悪質商法等、契約に関する もの)をお受けします。	住民	町経済環境課(農林商工係) <b>2075-956-2101</b> (内線 244) 京都府消費生活安全センター <b>2075-671-0004</b>
電話教育相談	不安な気持ちや心配ごと、悩みについての相談を、相談内容に応じて、臨床心理士、精神科医等が相談をお聞きします。  ○京都府総合教育センター 【対象】府立学校、府内の市町立学校、幼稚園等に通う幼児・児童・生徒やその保護者、学校関係者  ○京都府私学就学相談支援センター 【対象】府内の私立小学校・中学校・高等学校に通う児童・生徒およびその保護者	幼児・児童・ 生徒やその保 護者等	京都府総合教育センター 2075-612-3268 2075-612-3301 20773-43-0390 ※24時間対応。 ※メールでの相談も受付 京都府私学就学相談支援センター 2075-746-4946 ※9:30-16:30 (休業日及び土・日・祝日を除く)

制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
無料労働相談	新型コロナウイルス感染症の影響についての 労働者・使用者からの労働相談を受け付けて います。	府民等	京都労働相談所 【労働相談フリーダイ ヤル】 ☎0120-786-604 (京都府内限定) 又は☎075-661-3253 【FAX】075-692-3452
DV相談	外出自粛や休業等の状況下においては、生活不安やストレスによるドメスティックバイオレンスの増加が懸念されているところです。配偶者等からの暴力には一人で悩まずに、まずは窓口までご相談ください。 「これってDVかな?」「暴力を振るわれている」「今すぐパートナーから逃げたいけどもうしたらいいの?」「自分だけでなく子どもたちのことも心配」など、どんなご相談もお気軽にどうぞご連絡ください。	住民	DV相談+(国) ☎0120-279-849 ※4/29から24時間対応 メールフォーム・ チャット https://soudanplus.jp / DV相談ナビ(最寄りの相談機関へ転送) ☎0570-0-55210 府DV・女性相談専用 電話(府家庭支援総合センター) ☎075-531-9910

# (6) その他

制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
【来庁不要】 住民票等の各種 証明書の請求	○郵送による証明書の請求 戸籍関係証明書(戸籍全部・個人事項証明書(戸籍謄本・抄本)、身分証明書)、住民票の写し等は、郵送で請求することができます。 ○マイナンバーカードによる証明書のコンビニ交付マイナンバーカードをお持ちで電子証明書が利用できる方は、住民票の写し・印鑑登録証明書をコンビニ等のマルチコピー機で取得できます。	住民等	町税住民課(住民係) <b>☎</b> 075-956-2101(内線 121)
【来庁不要】 転出届の郵送に よる手続き	町外へお引越しされる方は、転出届を郵送で 行うことができます。	町外へ転出さ れる方	町税住民課(住民係) <b>25</b> 075-956-2101(内線 122)
郵送による各種手続き(上記以外)	町への各種の届出・申請などの手続きについて、郵送により手続きができるものがあります。 詳しくは、制度・手続きの各担当課までお問い合わせください。	住民等	各担当課
マイナンバー カードの受け取 り期限について	マイナンバーカードは受け取り準備のできた方に交付通知書をお送りしていますが、当分の間は受け取り期間を過ぎても受け取ることができます。		町税住民課(住民係) <b>☎</b> 075-956-2101(内線 121)
マイナンバー カードの電子証 明書の更新につ いて	対象の方に、地方公共団体情報システム機構からお知らせが送付されますが、有効期限経過後でも再発行することができます。 ※ただし、コンビニ交付サービス等は再発行までの間利用できなくなります。		町税住民課(住民係) <b>25</b> 075-956-2101(内線 121)

制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
児童生徒の家庭	児童生徒及び保護者が自宅等で活用できる教材や動画等を紹介するウェブサイトです。 【文部科学省】子供の学び応援サイト〜臨時休業期間における学習支援コンテンツポータルサイト〜 (https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm)	小中高生等及び保護者	学校教育課 <b>☎</b> 075-956-2101 (内線 213)
運転免許証の有 効期間の延長措 置等① (更新期限が過 ざてしまいそう な方)	更新期限の前に、運転免許センターや警察署等に延長手続きしていただくことで、更新期限後であっても3か月間は運転が可能になります(※)。更新期間の延長手続きは、郵送手続き(簡易書留)でも対応されます。 ※延長後の期限までの間に、講習の受講や適性検査の受検を含む、通常の更新手続を改めて受けていただく必要があります。	方について は、再度延長	京都府警察本部運転免許試験課 2075-631-5181 ※緊急事底宣言警告所以 発急事態宣言警告所述 4月19日から更新をはは、4月19日かのでは、4月19日から更新をはは、4月19日からでのでは、4月19日からでは、4月19日
運転免許証の有 効期間の延長措 置等② (更新期限が過 ぎてしまった 方)	更新期限までに更新手続を行なうことができず運転免許を失効させた場合で、運転免許の 失効から最長3年以内かつ新型コロナウイルス拡大の終息から1か月以内であれば、学科 試験、技能試験が免除され、運転免許の再取 得が可能です。 この手続きを行なう場合、通常の再取得に必 要な手数料が減額されますので、手続きの際 に係員へお申し出ください。	感に免期新なき許方の、のできと運効が、のできと運効がある。	はお問い合わせください。

# 2 その他の施策、国・府の施策・相談窓口など

# (7) 企業及び個人事業主等を対象とする支援制度等

# ●相談窓口

制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
京都府中小企業緊急経営支援コールセンター	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業等の相談に対応するため、各種支援制度や申請手続きを電話やメールにて案内	中小企業者等	京都府中小企業緊急経営 支援コールセンター ☎0120-555-182 keieical1@ki21. jp (土日祝含む9:00~ 17:00)
京都府緊急事態措置コールセンター	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基 づく外出の自粛、イベント開催の自粛、施 設の使用制限の要請等に対する府民や事業 者の皆様のご質問にお答えする相談窓口	府民・府内事業者等	京都府緊急事態措置 コールセンター <b>25</b> 075-414-5907 (平日9:00~18:00)
京都府中小企 業雇用継続緊 急支援セン ター 【5月11日設 置】	雇用調整助成金が速やかに給付されるよう 京都府と京都労働局と連携し、申請アドバ イスから申請受理までの一貫支援を行う窓 口(京都テルサ内に設置)	中小企業者等	京都府中小企業雇用継続 緊急支援センター <b>25</b> 075-692-3234 (平日9:00~17:00) ※来所予約専用番号 ※電話による相談は不可
中小企業・小 規模事業者相 談窓口	新型コロナウイルス感染症の影響により、 経営面・資金面等の各種相談に応じる相談 窓口。	中小企業・小規模事業者	日本政策金融公庫京都支店(中小企業事業) <b>25</b> 075-221-7825 京都信用保証協会 <b>25</b> 075-354-1011
無料労働相談 (再掲)	新型コロナウイルス感染症の影響について の労働者・使用者からの労働相談を受け付 けています。	府民等	京都労働相談所 【労働相談フリーダイヤ ル】 ☎0120-786-604 (京都府内限定) 又は ☎075-661-3253) 【FAX】075-692-3452

## ●給付金・支援金

制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
	新型コロナウイルスの影響により売上高が前年同月比50%以上減少した中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等へ給付金を支給。 ※WEB上での電子申請 https://www.jizokuka-kyufu.jp/ ※電子申請を行うことが困難な方のために、申請サポート会場が府内数箇所に設置されています。随時増設されますので、持続化給付金事業コールセンターでご確認ください。	前年の総売上(事業収入)- (前年同月比50%以上売上が 減少した月の売上×12月)に より算出した額 給付上限額:法人200万円、 個人事業者等100万円	持続化給付金事業コールセンター 20120-115-570 (5月・6月は土日祝含む8:30~19:00)
京都府休業要 請対象事業者 支援給付金 【5月7日受 付開始】	京都府の緊急事態措置に伴い、施設の休止や営業時間の短縮の要請等に対し、協力を行った中小企業・団体及び個人事業主に対して支援給付金を支給。・緊急事態措置の全ての期間(4/18~5/6)のうち、遅くとも4/25午前0時から5/6まで連続して、休止等の対応を実施した者が対象 (休業要請等対象施設は京都府のホームページでご確認ください。)	中小企業・団体:20万円 個人事業主:10万円	京都府休業要請対象事業 者支援給付金コールセン ター ☎075-706-1300 (平日 9:00~17:00)

# ●融資制度

●融資制度 制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
新型コロナウ オルス感染症 特別利子補給 制度(無融資)	「新型コロナウイルス感染症特別貸付」と「特別利子補給制度」の併用による実質的な無利子化融資です。 ※日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の融資を受けた後、返済した利子について、日本政策金融公庫以外の実施機関から利子補給を受けることで、負担する利子が実質的に無利子になります。 【融資限度額】中小企業事業:3億円、国民生活事業:6,000万円	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの中に該当する方であって展期的に業況が回復しまれる方の最近1ヵ月の売上高が、比較して、5%以上減少の業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合高が、次以上が少りを1ヵ月の売上高が、次以上が少りを1ヵ月を1ヵ月の売上高りで和元年12月の売上高との和元年10~12月の平均売上高にである。	日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル <b>3</b> 0120-154-505 【土日・祝日の相談】 日本政策金融公庫 <b>3</b> 0120-327790(中小企業事業) <b>3</b> 0120-112476(国民生活事業)
商工中金によ る危機対応融 資	商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス 感染症による影響を受け業況が悪化した事 業者に対し、危機対応融資による資金繰り を無担保で支援。 【融資限度額】 3億円 【金利】 1.11%から当初3年間は▲0.9%引下げ ※特別利子補給制度を併用することで実質 的な無利子化を実現	新型コロナウイルス感染症の影響により次のいずれかに該当する方 ①最近1ヶ月の売上高が前年また1ヶ月の売上高が前年また1ヶ月の同期と上1年1ヶ月では ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合等は、前年(前なとい場合等は、最近1ヶ月較して5%以上減少している方と、がずれかととあり、ずれかとともが、がずれかとともが、がいよりでもが、がいかといる方は、の平均売上高りの平均売上高りの平均売上高し、令和元年10月~12月の売上高平均額	商工組合中央金庫相談窓口(土日・祝日含む) <b>☎</b> 0120-542-711
新型コロナウ イルス対策マ ル経融資	商工会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度。 【融資限度額】 1,000万円 【金利】 1.21%から当初3年間は▲0.9%引下げ※特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現	新型コロナウイルス感染症の 影響により、最近1ヶ月の売 上高が前年または前々年の同 期と比較して5%以上減少し ている小規模事業者	大山崎町商工会 <b>雷</b> 075-956-4600
生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	生活衛生関係の事業を営む方に対する貸付支援。担保の有無に依らず一律金利での貸付。 【融資限度額】 6,000万円 【金利】 1.36%から当初3年間は▲0.9%引下げ ※特別利子補給制度を併用することで実質 的な無利子化を実現	旅館、飲食、理美容店など生 一個では 一個では 一個では 一個では 一個では 一個では 一個では 一個では 一個では 一個では 一個では 一個では 一個では 一個では 一個で 一個で 一個で 一個で 一個で 一個で 一個で 一個で	日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル <b>3</b> 0120-154-505 【土日・祝日の相談】 <b>3</b> 0120-327790(中小企業 事業) <b>3</b> 0120-112476(国民生活 事業)

制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
新型コロナウ イルス対策衛 経融資	生活衛生同業組合などの経営指導を受けている生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方が経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる制度。 【融資限度額】 1,000万円 【金利】 経営改善利率1.21%より当初3年間、▲ 0.9%引下げ ※特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現	生活衛生同業組合などの経営 指導を受けている生活衛生関 係の事業を営む小規模事業者 の方で、最近1ヶ月の売上高 が前年又は前々年の同期と比 較して5%以上減少している 方	日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル <b>3</b> 0120-154-505 【土日・祝日の相談】 日本政策金融公庫 <b>3</b> 0120-327790(中小企業事業) <b>3</b> 0120-112476(国民生活事業)
衛生環境激変対策特別貸付	新型コロナウイルス感染症の発生による衛生環境の著しい変化に起因して、一時的な営業悪化から資金繰りに支障を来している生活衛生関係営業者の経営安定を図るための特別貸付制度。 【融資限度額】 1,000万円(旅館業は3,000万円) 【金利】 1.91%	次のいずれにも該当する旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方 ①最近1ヶ月間の売上高が前年または前々年の同期に比較して10%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること ②中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること	日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル <b>3</b> 0120-154-505 【土日・祝日の相談】 日本政策金融公庫 <b>3</b> 0120-327790(中小企業事業) <b>3</b> 0120-112476(国民生活事業)
京都府新型コロナウイルス感染症対応緊急資金	新型コロナウイルス感染症の影響により、 売上高が減少した事業者に対し、実質無利 子・保証料減免の融資を実施。 制度利用には、事業所の所在する市町村の 認定(セーフティネット保証4号、5号ま たは危機関連保証)が必要。 【融資限度額】 3,000万円	【個人事業主】 売上高減少率▲5%以上で無利子(3年間)、保証料ゼロ 【小・中規模事業者】 ①売上高減少率▲5%以上で利率0.9%、保証料1/2 ②売上高減少率▲15%以上で無利子(3年間)、保証料ゼロ	【制度行、 (表)
京都府災害対策緊急資金 (セーフティネット保証4号)	新型コロナウイルス感染症により売上高等が減少している事業者への資金繰り支援措置としての融資制度。制度の利用には、事業所の所在する市町村の認定(セーフティネット保証4号)が必要。 【融資利率(固定)】 年0.9% 【融資限度額】 普通保証とは別枠で①有担保2億円、②無担保8千万円 【信用保証料率】 0.9%(一律)	最近1か月の売上高等が前年 同月比で20%以上減少し、か つ、その後2か月を含む3か 月間の売上高等が前年同月比 で20%以上減少することが見 込まれる中小企業者	【制度の問合せ】 京都銀行、関西みらい銀 行、関西みらい銀 行、福邦銀行、京都信用 金庫、京都中央信用金庫、 京都中央信用金庫、 近畿信用組合、三菱 京滋信用。 京滋信用組合、三菱 京数行、商工組合中央金庫 【認定の問合せ】 町経済環境課(農林商工 係) ☎075-956-2101(内線 244)

制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
京都府新型コロナウイルス対応緊急資金 (セーフティネット保証5号)	新型コロナウイルス感染症により売上高等が減少している事業者への資金繰り支援措置としての融資制度。制度の利用には、事業所の所在する市町村の認定(セーフティネット保証5号)が必要。 【融資利率(固定)】年1.2% 【融資限度額】普通保証とは別枠で①有担保2億円②無担保8千万円 【信用保証料率】0.75%(一律)	国が指定する業種に属する事業を営み、最近3か月間の売上高等が前年同月の売上高等に比して5%以上減少している中小企業者	【制度の問合せ】 京都銀行、南都銀行、滋 賀銀行、関西みらい銀 行、福邦銀行、京都信用 金庫、京都中央信用金庫、京都信用金庫、京都北都信用金庫、京談信用組合、三菱UF J銀行、商工組合中央金庫 【認定の問合せ】 町経済環境課(農林商工係) ☎075-956-2101(内線 244)
京都府あんし ん借換資金 (危機関連 枠)	新型コロナウイルス感染症により売上高等が減少している事業者への資金繰り支援措置としての融資制度。制度の利用には、事業所の所在する市町村の認定(危機関連保証)が必要。【融資利率(固定)】新規:年1.1% 借換:1.7%【融資限度額】普通保証及びセーフティネット保証とは別枠で2億8千万円【信用保証料率】0.8%(一律)	最近1カ月の売上高等が前年 同月比で15%以上減少し、か つ、その後2カ月を含む3カ 月間の売上高等が前年同月比 で15%以上減少することが見 込まれる中小企業者	

# ●補助金

制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
京和財会 ※一助 コス緊金 の補()	①コロナウイルス対応として行う設備投資 や事業継続・売上向上につながる取組等に 必要な経費に対する補助 小規模企業:上限20万円、補助率2/3 中小企業:上限30万円、補助率1/2	中小企業・小規模企業	京都府中小企業総合支援 課 <b>25</b> 075-366-4357(中小企 業応援センター)
	②企業グループ支援"助け合いの輪"推進宅配事業にチャレンジする飲食店が合同で行う包装容器購入等、企業同士が連携して助け合う取組等に必要な経費に対する補助上限:200千円×事業者数+加算金(最大5,000千円以内)補助率:2/3	2以上の事業者による中小企 業等グループ	公益財団法人 京都産業 21 <b>25</b> 075-315-9425
	③「食の京都」推進事業補助金 「地産地消」を通じた地域の「食」の魅力 向上に繋がる取組等に必要な経費を補助 上限:20万円 補助率:2/3		京都府商工労働観光部観 光室 25075-414-4841
	④京都府文化活動継続支援補助金 文化芸術活動の継続・再開に向けた取組等 に必要な経費を補助 上限20万円 補助率: 2/3	コロナウイルスの影響を受け た府内文化芸術団体	京都府文化スポーツ部文 化芸術課 <b>25</b> 075-414-5549
	⑤京もの農林水産物を3品目以上使用した中食サービス(仕出し、テイクアウト等)を開始、拡充するための取組等に必要な経費を補助 上限:50万円 補助率:2/3	「旬の京野菜提供店」認定店 又は地元農林水産物の利用店 舗として京都府知事が認める 府内料飲店	京都府農林水産部流通・ ブランド戦略課 ☎075-414-4968

制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
小規模事業者 持続化補助(コロナ特別対応型) ※自己負担の一部を町が補助(P.3参照)	小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために行う販路開拓等(営業継続のために行う出前注文受付サイトの作成等)の取り組みを支援。 【補助率】 2/3 (上限額100万円) 【概算払いを希望する場合】 売上高が前年同月比▲20%以上減少した小規模事業者は、補助金交付決定と同時に概算払いによって交付決定額の1/2(最大50万円)の支給を受けることが可能となります。その場合は、市町村が発行する▲20以上減少の証明書が必要となります。	小規模事業者等	【証明書の発行】 町経済環境課(農林商工 係) ☎075-956-2101(内線 244) 【補助金の問合せ】 大山崎町商工会 ☎075-956-4600
小規模事業者 持続化補助金 (通常型)及 び加点措置 ※自己負担の 一部を町が補 助 (P. 3参照)	小規模事業者の販路開拓等のための取り組みを支援。 【補助金の内容】 補助率2/3 (上限額50万円) 【加点措置】 新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも生産性向上に取り組む事業者に対し補助金の採択審査において加点措置を行います。 町では、加点対象事業者となる証明書を発行します。	小規模事業者 (加点措置は10%以上の売上 減少が生じている小規模事業 者)	【証明書の発行】 町経済環境課(農林商工 係) ☎075-956-2101(内線 244) 【補助金の問合せ】 大山崎町商工会 ☎075-956-4600
ものづくり・ 商業・サービ ス補助	新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。 【補助上限】 原則1,000万円 【補助率】 中小1/2、小規模2/3 (コロナ対応を行うための特別枠は一律2/3)	中小企業・小規模事業者等	ものづくり補助金事務局 (全国中小企業団体中央 会) <b>25</b> 050-8880-4053 10:00~17:00 (平日の み)
IT導入補助	I Tルーツ導入による業務効率化等を支援 (在宅勤務制度を新たに導入するため、テレ ワークに利用できる業務効率化ツールの導 入等)。 【補助額】 30万円〜450万円 【補助率】 1/2 (コロナ対応を行う場合の特別枠は2 /3又は3/4)	中小企業・小規模事業者等	一般社団法人 サービス デザイン推進協議会 <b>25</b> 0570-666-424 9:30~17:30(平日の み)
雇用調整助成 金の特例措置	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける 事業者が労働者に対して一時的に休業等の 雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金 の一部を助成します。 【助成率】 大企業2/3、中小企業4/5(解雇を伴わない場合は大企業3/4、中小企業9/10) 1人1日当たり最大8,330円上限 ※一定の条件を満たす場合は助成率10/10	新型コロナウイルス感染症の 影響を受ける事業主	京都府助成金センター ☎075-241-3269 雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999(土日・ 祝日含む)
小学校等の臨 時休業に伴う 保護者の休暇 取得支援(労 働者に休暇を 取得させた事 業者向け)	新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合等に保護者である労働者に、労働基準法上の年次有給休暇とは別に有給休暇を取得させた事業者に対する助成金。 【支給額】 有給休暇取得対象労働者に支払った賃金相当額×10/10 ※日額上限 8,330円	臨時休業となった小学校等に 通う子供や感染等により学校 等を休むことが必要となった 子供の保護者である労働者に 対し、労働基準法の年次休暇 とは別に有給休暇を取得させ た事業主	学校等休業助成金・支援 金等相談コールセンター ☎0120-60-3999 (厚生労働省委託)

制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
小学校等の臨 時代業者の休 報表表 で は で は で も で も で り は で も で り は で り で り で り で り で り り で り り り り り	新型コロナウイルス感染症の影響による小学校等の臨時休業に伴い、子どもの世話を行うため、契約した仕事ができなくなっている子育て世代を支援する助成金。 【支給額】 就業できなかった日について1日あたり4,100円(定額)	臨時休業となった小学校等に通う子供や感染等により学校等を依めまた。 等を休むことが必要となったれいまする方で、次の保護者方で、次のいずれいかの場合を終め、次のいずれいがである。 でも該当ながで、次のいで、次のにも一次では、大きなのに、大きなののは、大きなののは、大きなので、のは、大きないで、大きないできないできないできないできないできないできないできないできないできないで	学校等休業助成金・支援 金等相談コールセンター <b>☎</b> 0120-60-3999 (厚生労働省委託)
働き方改革推 進支援助成金 (テレワーク コース)	新型コロナウイルス感染症対策としてテレワーク用通信機器の導入費等の一部を助成 【補助率等】 1/2(上限額100万円)	新型コロナウイルス感染症対 策としてテレワークを新規で 導入する中小企業事業主	テレワーク相談センター ☎0120-91-6479 (厚生労働省委託)
働き方改革推 進支援助成金 (職場意識改 善特例コー ス)	新型コロナウイルス感染症対策として特別 休暇規定整備のための労務管理用機器等の 導入費用等の一部を助成 【補助率等】 3/4 (上限額50万円)	新型コロナウイルス感染症対 策として労働者が利用できる 特別休暇の規定を整備する中 小企業事業主	京都労働局 雇用環境・ 均等室 <b>☎</b> 075-241-3212

### ●農業者関係

制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
農林漁業セーフティネット資金(融資制度)	一時的な影響に対し、緊急的に対応するために必要な長期資金を日本政策金融公庫等が融資します。 新型コロナウイルス感染症の影響により農業経営の維持安定が困難な農業者に対する貸付の特例が設けられました。 ①貸付限度額の引上げ ②貸付当初5年間実質無利子化 ③実質無担保化	農業所得が総所得の過半を占める、または農業粗利益が 200万円以上の方、認定農業 者等	日本政策金融公庫 京都支店 農林水産事業 <b>25</b> 075-221-2147
農業近代化資 金(融資制 度)	農業経営の改善に必要な長期かつ低利な資金を融資します。 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた 農業者に対する貸付の特例が設けられました。 ①貸付当初5年間実質無利子化 ②農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を保証当初5年間免除 ③実質無担保化	農業所得が総所得の過半を占める、または農業粗利益が 200万円以上の方、認定農業 者等	お近くの農協・信用農協 連合会・農林中金・銀 行・信用金庫・信用組合
経営体育成強 化資金(融資 制度)	前向き投資と償還負担の軽減に必要な長期かつ低利な資金を日本政策金融公庫等が融資します。 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者に対する貸付の特例が設けられました。 ①貸付当初5年間実質無利子化 ②実質無担保化	農業所得が総所得の過半を占める、または農業粗利益が 200万円以上の方、認定農業 者等	日本政策金融公庫 京都支店 農林水産事業 <b>25</b> 075-221-2147
京都府新型コロナウイルス対策緊急支援 事業補助金	新型コロナウイルス感染症により、急な販売先の変更や売上高の大幅な減少など経済活動に影響が生じている農業者等を対象に、早急な出荷・販売の回復等につながる新たな経営改善の取組を支援します。	農業者または、農業者等が組 織する団体	町経済環境課(農林商工 係) ☎075-956-2101(内線 244)

制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
	新型コロナウイルス感染症により影響を受けた農業者に対して、農業保険(収入保険・共済掛金)の保険料等の支払い期限を延長します。	農業者	京都府農業共済組合本所 <b>25</b> 075-222-5700
農業経営負担 軽減支援資金 (資金借入)	経済環境の悪化により、負債の償還が困難 となっている農業者に対し、その償還負担 の軽減を図るのに必要な資金を融通しま す。		お近くの農協・信用農協 連合会・農林中金・銀 行・信用金庫・信用組合

# 新しい生活様式へ

5月21日、京都府の緊急事態宣言は解除さ れました。これからは、新型コロナウイルス を想定した「新しい生活様式」を日常に取り 入れていきましょう。

# (1) 一人ひとりの基本的感染対策

# 感染防止の3つ基本

#### ①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- $\Box$ 人との間隔はできるだけ2m2m (最低1m1m) 空ける
- □遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ
- □会話をする際は、可能な限り真正面を避ける
- □外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなく てもマスクを着用
- □家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替え る、シャワーを浴びる
- □手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う(手指消 毒薬の使用も可)
- ※高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際 には、体調管理をより厳重にする

#### 移動に関する感染対策

- □感染が流行している地域からの 移動、感染が流行している地域へ の移動は控える
- □帰省や旅行はひかえめに。出張 はやむを得ない場合に
- □発症したときのため、誰とどこ で会ったかをメモにする
- □地域の感染状況に注意する

# 2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- □まめに手洗い・手指消毒
- □咳エチケットの徹底
- □こまめに換気
- □身体的距離の確保
- □「3密」の回避(密集、密接、密閉)
- □毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある

場合はムリせず自宅で療養











16







外出控え 密集回避

密接回避

咳エチケット

### 3 その他

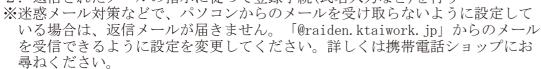
# 〇大山崎町の「防災・防犯情報メール」にご登録ください

町では、新型コロナウイルス感染症に係る情報や、町域に発表された気象警報や避難勧告の発令などの災害情報、緊急性が高い防犯情報を届けるメール配信システム「防災・防犯情報メール」を運用しています。

あらかじめ登録された携帯電話にメールで送信しますので、ぜひご登録ください。

#### 【登録方法】

- 1. bousai. oyamazaki-town@raiden. ktaiwork. jp に空メールを送信
- 2. 返信されたメールの指示に従って登録手続(氏名入力など)を行う





# ○感染症の症状等に関する相談窓口

次の症状がある方は、直接、医療機関へ受診せず、事前に下記問い合わせ先までご相談ください。 相談の結果、必要に応じて、受診時間や受診方法(移動方法・医療機関の入口)などについてお伝 えいたします。なお、一般的な相談についても相談いただけます。

- ○息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある。
- ○基礎疾患がある方や高齢者など重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある。
- ○上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続いている。
- ①帰国者・接触者相談センター(京都府健康対策課)

TEL: 075-414-4726 (無休、24時間対応)

- (外国語対応) 英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語 ※ベトナム語は8時~22時の対応となります。
- ※聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方は、メール又は、FAXをご利用ください。

メール: coronasoudan@pref. kyoto. lg. jp

FAX: 075-414-4726

ただし、メールやFAXでの問い合わせは、回答までお時間がかかることや、タイムラグが生じる可能性があります。

- ※<u>新型コロナウイルスへの感染が疑われる方で、メールやFAXで相談される際には、以下の項目に</u>ついて答えられる範囲で記載のうえ、ご相談ください。
- ○お住まいの市町村
- ○発熱と呼吸器症状(咳、痰、息がしづらいなど)の症状の有無とその症状が出た時期
- ○現在の症状 (発熱や呼吸器症状)
- ○基礎疾患 (糖尿病、心不全、呼吸器疾患(慢性閉塞性肺疾患など))の有無。 ある場合、その病名

また、上記に加えて、念のため、2週間以内の行動で次の項目にあてはまる方は、その旨教えてください。

- ○流行地域のいずれかへの渡航
- ○流行地域のいずれかへ行った方との接触
- ○新型コロナウイルス感染症と診断された方との接触
- ②京都府 乙訓保健所 (帰国者・接触者相談センター) (所管地域:向日市・長岡京市・大山崎町) TEL:075-933-1153 (平日8:30~17:15)
- ③大山崎町 新型コロナウイルス感染症に関する総合相談窓口 大山崎町役場 健康課健康増進係 TEL:075-956-2101(内線131~135)(平日8:30~17:15)
- ④厚生労働省 電話相談窓口 (コールセンター) TEL: 0120-565-653 (無休、9:00~21:00)

# 3 その他

# OConsultation service for people from different countries

Please see this page for Consultation service about 2019 Novel Coronavirus (2019-nCoV) Infection.

## (1) Kyoto Prefecture

For information about 2019 Novel Coronavirus (2019-nCoV) Infection, please see website of Kyoto Prefecture.

URL: http://www.pref.kyoto.jp/kokusai/coronavirus\_update.html

### [ Dedicated consultation service ]

As of March 10th (Tuesday) from 9am, a simultaneous interpretation telephone service has been made available to all international residents and tourists in Kyoto Prefecture.

Operating hours: 24/7 support Telephone number: 075-414-4726

<Supported languages: English, Chinese, Korean, Portuguese, Spanish, Vietnamese>

XVietnamese support is only available from 8:00 - 22:00 €

To those who exhibit the following symptoms, do not go directly to a medical facility and instead please contact the dedicated consultation service first.

The presence of one or more symptoms such as difficulty breathing (labored breathing), extreme fatigue (physical weariness), a high fever, etc.

Those who are prone to serious illness, such as those with underlying conditions or the elderly, who experience relatively mild flu-like symptoms such as a fever or a cough. For those other than the above mentioned, when relatively mild flu-like symptoms, such as a fever or cough, persist for an extended period of time.

Caution: These guidelines are for the residents of the prefecture for when to get a medical consultation/examination. As always, doctors will make individual decisions with regards to testing.

As a result of the consultation, if it is deemed necessary then you will be informed of a time to see a doctor and the method of your visit (method of transport and entering into a medical facility).

Furthermore, this consultation service is also accepting general inquiries regarding the novel coronavirus.

# 2 Kyoto Prefectural International Center

Consultation service is available only through e-mail or by phone.

	phone	Email [at]=@
Multilingual consultation	☎075-343-9666 20 languages (10:00-17:00, except for closed days)	Japanese,English only main[at]kpic.or.jp
Support desk for international students		Japanese,Chinese only counsel[at]kpic.or.jp
Visa consultation		

## 3 その他

## ○災害時の避難所における新型コロナウイルス感染症対策について

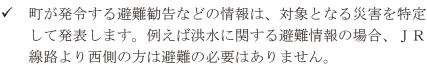
#### 1. 町が避難所で行なう対策

- ① 避難所へ来られた避難者の方に健康状態の聞き取り等を行い、熱のある方や風邪症状のある方は、可能な範囲で隔離します。※
- ② 避難者(世帯)同士の距離を概ね2m程度確保できるよう、使用する教室などを増や します。※
- ③ 避難所における換気を徹底します。
- ④ マスクやアルコール、体温計など、感染症対策物資を確保します。※
- ⑤ 避難者同士の会話をできるだけ控え、うがい、手洗い、咳エチケットなどの感染症対 策徹底を呼び掛けます。
- ⑥ 保健師による巡回を実施し、避難者の体調管理に努めます。
- ※ ①②については、<u>施設の状況や避難者数の増加によって、十分ではない可能性があり</u>ます。
- ※ ④については、全国的な品薄状態が続いており、十分な物資確保が間に合わない可能 性があります。

#### 2. 住民の皆様にお願いしたい対策

① 避難の必要性を再確認してください。

水害や土砂災害の危険性が及ぶ地域は、「大山崎町防災ハザードマップ」に記載しています。ご自宅にどのような危険性が及ぶのか、どのような場合に避難すべきかを再確認してください。





- ✓ ご自宅が2階建て以上で浸水想定深が3m以下であれば、ご自宅の「2階以上」で 過ごす「垂直避難」も有効です。
- ② 指定避難所以外の避難先を検討してください。

避難とは「難を避ける」ことをいい、必ずしも町が指定する避難所への避難を指すものではありません。親戚や友人宅などで「難を避けられる」場合には、そちらへの避難を検討しましょう。

- ✓ 親戚や友人宅が、災害時に安全かどうか確認しましょう。
- ✓ 親戚や友人宅へ避難した場合の「3密」回避方法について検討しましょう。
- ③ 非常持ち出しグッズに感染症対策グッズを追加する
  - ①避難の必要性があり、②避難所以外の避難先がない場合、避難所での感染リスクを 下げるため、次のような物資を避難時に持ち出せるように事前に準備しましょう。
  - √ マスク、アルコール消毒液(薬用石鹸)、 ウェットティッシュ、体温計など









※ これらの物資は町でも手配していますが、避難者数に応じた十分な数量を確保できるか どうかは不確定です。できる限り各自でもご準備願います。

災害時には「身の安全」を確保することが最優先であり、避難をためらうことがあってはなりません。事前に避難先を確保することや感染症対策グッズを用意することで被災リスクと感染リスクの両方を低減させましょう。